

5 福 薬 業 発 第 5 5 号  
令 和 5 年 4 月 2 7 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会  
常 務 理 事 田 城 涼 子

爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた爆発物の原料となり得る劇物等の  
適正な管理等の徹底について（再周知のお願い）

平素より、本会会務に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきましては、3月8日付4福薬業発第593号にてお知らせしたところですが、ご高承のとおり4月15日、和歌山県にて遊説中の岸田総理大臣に対し、爆発性のある不審物が投擲され、犯人が現行犯逮捕される事案が発生しました。G7広島サミット等の開催を控えた中での上記重大事案の発生に鑑み、内閣官房事態室より関係省庁に対し、爆発物の原材料となる化学物質の入手防止対策推進に係る協力があらためて依頼されたことをうけ、日本薬剤師会より別添のとおり再周知の連絡がありましたのでお知らせいたします。

爆発物の原料となり得る化学物質の適正な管理と爆発物を使用したテロ等の未然防止のさらなる推進のため、譲渡手続及び交付制限の厳守、盗難又は紛失事件が発生した時の対応等、適切な保管管理の徹底について、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

また、別添「爆発物の原料となり得る化学物質を販売する事業者向けマニュアル（警察庁警備局警備企画課）」は販売事業者向け資料となります。関係者限りとして、貴会会員におかれましても、その取扱いに十分ご留意いただきますようお願い併せてご周知のほどよろしく願いいたします。

日 薬 業 発 第 35 号  
令 和 5 年 4 月 25 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日 本 薬 剤 師 会  
会 長 山 本 信 夫  
( 会 長 印 省 略 )

爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について  
(再周知のお願い)

平素より、本会会務に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

爆発物の原料となりうる劇物等の適正な管理等の徹底につきましては、令和5年3月6日付け日薬業発第462号他にてご依頼のとおりです。

ご高承のとおり4月15日、和歌山県にて遊説中の岸田総理大臣に対し、爆発性のある不審物が投擲され、犯人が現行犯逮捕される事案が発生しました。G7広島サミット等の開催を控えた中での上記重大事案の発生に鑑み、内閣官房事態室より関係省庁に対し別添のとおり、爆発物の原材料化学物質の入手防止対策推進に係る協力があらためて依頼されましたので、お知らせいたします。

貴会におかれましても、令和5年3月6日付け日薬業発第462号にてご依頼の爆発物の原料となりうる劇物等に係る対応及び令和5年3月22日付け日薬業発第488号にてご依頼の毒物・劇物全般に係る対応につきまして、再度、貴会会員に周知徹底頂きたく、会務ご多用のところ誠に恐縮ですが格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

<別添>

- 爆発物の原材料化学物質の入手防止対策の推進について（依頼）（令和5年4月19日付け内閣官房事態室（G7広島サミット準備会議・セキュリティ対策部会・武器製造防止対策分科会関係省庁宛）文書）

<参考>

- 爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた爆発物の原料となり得る劇

物等の適正な管理等の徹底について（令和5年3月6日付．日薬業発第462号）（※）

- G7 広島サミット等開催に伴う毒物及び劇物の適正な保管管理について（令和5年3月22日付．日薬業発第488号）

※ 当該通知に添付の「爆発物の原料となり得る化学物質を販売する事業者向けマニュアル（警察庁警備局警備企画課）」は販売事業者向け資料となります。関係者限りとして、その取扱いに十分ご留意ください。また、会員におかれても同様にお取り扱い頂きますよう、周知徹底をお願いします。

令和5年4月19日

G7広島サミット準備会議  
セキュリティ対策部会 関係省庁御中  
武器製造防止対策分科会

分科会事務局  
(内閣官房(事態室))

爆発物の原材料化学物質の入手防止対策の推進について(依頼)

- 1 本分科会では、G7広島サミットに向けて、最新の犯罪情勢・テロ情勢や化学物質及び含有製品の流通状況等に着目しながら、爆発物を自ら製造しようとする犯行企図者がその原材料となる化学物質を入手しにくい環境を整えるとともに、何らかの兆候があった場合は関連情報を的確に共有できるようにするため、官民一体となった様々な取組を検討し、推進してまいりました。
- 2 こうした中、大きく報道されているとおり、4月15日、和歌山県で遊説中の岸田総理に対し不審物が投擲される事案が発生し、犯人が現行犯逮捕されました。現在捜査中であるため、確たる評価は困難であるものの、投擲された不審物は、明らかとなっている状況から推察する限り、犯人が何らかのルートで、原材料となる化学物質、又は火薬・爆薬そのものを入手し、自ら製造した爆発物であった可能性が否定できません。
- 3 G7広島サミットを控えた中で、上記のような重大事案が発生し、各方面から不安を訴える声が増しており、同種事案の続発も懸念されるところです。そこで、各位におかれては、以上の情勢を踏まえまして、従前の取組を一層徹底するようお願いいたします。特に、
  - G7広島サミットに向けて推進してきた新規取組の早期定着
  - 業務管理者や現場の販売員等に対する取組の必要性の認識及び対処要領の浸透
  - 上記のための事業者団体や大手企業の本社レベルに対する改めての働きかけ
  - 実店舗販売のほかネット販売に係る対策の実効性向上
  - 購入者に不審動向を確認した場合の警察への通報について、特段の配意をお願いいたします。

日 薬 業 発 第 462 号  
令 和 5 年 3 月 6 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日 本 薬 剤 師 会  
会 長 山 本 信 夫  
( 会 長 印 省 略 )

爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について

平素より、本会会務に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長、同医薬品審査管理課長、同監視指導・麻薬対策課長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

爆発物の原料となりうる劇物等の適正な管理等の徹底につきましては、令和4年9月30日付け日薬業発第242号他にてお願いのとおりです。

本通知は、近年においても依然として、劇物が偽名を用いて一般消費者に販売されていた事案、インターネットで硝酸カリウムを入手するなどして黒色火薬を製造した事案、ホームセンター等で過酸化水素を含有する家庭用製品を入手するなどして爆発物を製造した事案等が検挙されていること、また、G7 広島サミット及び関係閣僚会合等が予定されている中、爆発物を製造・使用する事案の発生が懸念されていることから、あらためて爆発物の原料となり得る 11 品目の化学物質について、譲渡手続き・交付制限の遵守、適切な保管管理、安全な取扱いに不安があると認められる場合の販売自粛、盗難又は紛失が発生した際の対応等に加え、身分証明書等による本人性の確認や使用目的の確認等を求めるものです。また、劇物・劇薬に該当しない家庭用製品についても、大量・不自然な購入等に関しての留意が求められていますので、申し添えます。

会務ご多用のところ誠に恐縮ですが、当該対応につき格別のご配慮を賜りたく、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

<別添>

- 爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた爆発物の原料となり得る劇

物等の適正な管理等の徹底について(令和5年3月3日付. 薬生総発 0303 第2号・薬生薬審発 0303 第2号・薬生監麻発 0303 第4号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長、同医薬品審査管理課長、同監視指導・麻薬対策課長通知)

※ 本通知に添付の「爆発物の原料となり得る化学物質を販売する事業者向けマニュアル(警察庁警備局警備企画課)」は販売事業者向け資料となります。関係者限りとして、その取扱いに十分ご留意ください。また、会員におかれても同様にお取り扱い頂きますよう、周知徹底をお願いします。

薬生総発0303第2号  
薬生薬審発0303第2号  
薬生監麻発0303第4号  
令和5年3月3日

公益社団法人 日本薬剤師会会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長

( 公 印 省 略 )

爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた爆発物の原料となり得る劇物等の  
適正な管理等の徹底について

毒物及び劇物や医薬品等の適正な管理等の推進については、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

爆発物の原料となり得る化学物質の適正な管理と爆発物を使用したテロ等の未然防止に向け、これまでの対策を講ずるとともに新たに対策を強化するよう、今般、警察庁警備局警備企画課長より依頼があり、別添のとおり都道府県等に対して通知したところです。

つきましては、爆発物の原料となり得る化学物質の適切な保管管理の徹底等について、傘下業者に対し下記の周知徹底が図られますよう、格段の御配慮をお願いいたします。

## 記

- 1 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号。以下「毒劇法」という。）に規定する毒物及び家庭用劇物以外の劇物について、一般消費者への販売を自粛すること。
- 2 塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、硝酸、硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸アンモニウム、尿素、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム（以下「爆発物の原料となり得る化学物質」という。）については、関係法令に基づき、譲渡手続や交付制限及び記録等の保存等の適切な管理を行うとともに、以下の確認について努められたい。また、盗難又は紛失事件が発生したときは、速やかに警察署に届けること。
  - 1) 毒劇法に規定する劇物の販売時においては、身分証明書等により本人性の確認及び使用目的の確認をするよう努められたいこと。
  - 2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する劇薬の販売時においては、身分証明書等（法人にあつては当該法人の事業）により本人性を確認するよう努められたいこと。
  - 3) 上記物質のうち、劇物又は劇薬に該当しない硝酸カリウムなどの物質についても、家庭用の製品を除き、購入者の氏名、住所、使用目的等の確認及び身分証明書等により本人性を確認するよう努められたいこと。なお、購入品の安全な取扱いに不安があると認められる場合等には取引を差し控えること。
- 3 インターネットを利用した取引を行う場合にも、上記 2 の措置を確実に行うこと。
- 4 例えば、過酸化水素を含有する家庭用の製品など、爆発物の原料となり得る化学物質を含有する家庭用の製品についても、取引に際して、通常取引に比して大量に購入したり、不自然に連続して購入したりするなど、顧客に不審な動向がある場合は、購入者の氏名、住所、使用目的等の確認を行うよう努められたいこと。また、盗難又は紛失を防止するのに必要な措置を講じるなど、適切な保管管理を行うよう努められたいこと。さらに、盗難又は紛失事件が発生したときには、速やかに警察署に届けられたいこと。
- 5 氏名、住所、若しくは使用目的等を明らかにすることを拒否し又はあいまいにする者等、顧客に不審な動向がある場合には、当該顧客に係る関連情報（氏名、



住所等の人定事項、電話番号等連絡先、車両ナンバー等)をできる限り把握し、速やかに警察に通報するとともに、不審解明に向けた必要な情報提供をされたいこと。



薬生総発0303第1号  
薬生薬審発0303第1号  
薬生監麻発0303第3号  
令和5年3月3日

各  
〔 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 〕  
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長

（ 公 印 省 略 ）

爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた爆発物の原料となり得る劇物等の  
適正な管理等の徹底について

毒物及び劇物や医薬品等の適正な管理等の推進については、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、警察庁警備局警備企画課長より、別添（令和5年3月2日付け「爆発物を使用したテロ等の未然防止のために販売事業者等が講ずる措置の周知・指導の徹底について（依頼）」）において、爆発物の原料となり得る化学物質の適正な管理と爆発物を使用したテロ等の未然防止に向け、これまでの対策を講ずるとともに新たに対策を強化するよう依頼があったところです。

爆発物の原料となり得る化学物質の適正な管理等の徹底については、「爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について」（令和4年9月26日付け薬生総発0926第1号・薬生薬審発0926第10号・薬生監麻発0926第4号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長、医薬品審査管理課長及び監視指導・麻薬対策課長連名通知）等によりこれまで指導及び周知をお願いしてきたところですが、爆発物の原料となり得る化学物質及びそれらの製剤を取り扱う薬局開設者、店舗販売業者、毒

物劇物営業者、医薬品製造販売業者等に対して、適切な保管管理の徹底、譲渡手続及び交付制限の厳守等のより一層の指導を行う必要がありますので、下記事項に御留意の上、貴管内関係業者団体に対し傘下業者へのこれらの指導内容の周知徹底を要請する等、貴管内事業者に対する指導について格段の御配慮をお願いいたします。

また、警察官からその職務上、薬局開設者、店舗販売業者、毒物劇物営業者、医薬品製造販売業者等に係る名簿の閲覧請求があった場合には協力していただくようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長、一般社団法人日本保険薬局協会会長、一般社団法人日本薬局協励会会長、一般社団法人日本化学品輸出入協会会長、一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会会長、一般社団法人日本医薬品登録販売者協会会長及び公益社団法人全日本医薬品登録販売者協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

## 記

- 1 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号。以下「毒劇法」という。）に規定する毒物及び家庭用劇物以外の劇物について、一般消費者への販売を自粛すること。
- 2 塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、硝酸、硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸アンモニウム、尿素、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム（以下「爆発物の原料となり得る化学物質」という。）については、関係法令に基づき、譲渡手続や交付制限及び記録等の保存等の適切な管理を行うとともに、以下の確認について努められたい。また、盗難又は紛失事件が発生したときは、速やかに警察署に届けること。
  - 1) 毒劇法に規定する劇物の販売時においては、身分証明書等により本人性の確認及び使用目的の確認をするよう努められたいこと。
  - 2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する劇薬の販売時においては、身分証明書等（法人にあつては当該法人の事業）により本人性を確認するよう努められたいこと。
  - 3) 上記物質のうち、劇物又は劇薬に該当しない硝酸カリウムなどの物質についても家庭用の製品を除き、購入者の氏名、住所、使用目的等の確認及び身分証明書等により本人性を確認するよう努められたいこと。

なお、購入品の安全な取扱いに不安があると認められる場合等には取引を差し控えること。

- 3 インターネットを利用した取引を行う場合にも、上記2の措置を確実に行うこと。
- 4 例えば、過酸化水素を含有する家庭用の製品など、爆発物の原料となり得る化学物質を含有する家庭用の製品についても、取引に際して、通常取引に比して大量に購入したり、不自然に連続して購入したりするなど、顧客に不審な動向がある場合は、購入者の氏名、住所、使用目的等の確認を行うよう努められたいこと。また、盗難又は紛失を防止するのに必要な措置を講じるなど、適切な保管管理を行うよう努められたいこと。さらに、盗難又は紛失事件が発生したときには、速やかに警察署に届けられたいこと。
- 5 氏名、住所、若しくは使用目的等を明らかにすることを拒否し又はあいまいにする者等、顧客に不審な動向がある場合には、当該顧客に係る関連情報（氏名、住所等の人定事項、電話番号等連絡先、車両ナンバー等）をできる限り把握し、速やかに警察に通報するとともに、不審解明に向けた必要な情報提供をされたいこと。

警察庁丁備企発第41号  
令和5年3月2日

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長  
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長 殿  
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長

警察庁警備局警備企画課長



爆発物を使用したテロ等の未然防止のために販売事業者等が講ずる措置の周知・指導の徹底について（依頼）

貴省おかれては、都道府県関係部（局）長等に対して、「爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について」を発出し、薬局開設者等がとるべき措置を周知・指導するなど、爆発物を使用したテロ等の未然防止のための取組を推進されているところであるが、近年においても、依然として、

- 劇物が偽名を用いた一般消費者に販売されていた事案
- インターネットで硝酸カリウムを入手するなどし、黒色火薬を製造した事案
- ホームセンター等において過酸化水素を含有する家庭用製品を入手するなどし、爆発物を製造した事案

等が検挙されている。

本年には、G7広島サミット及び関係閣僚会合並びにこれらの関係行事の開催が予定されている中、薬局、ホームセンター、インターネット通信販売事業者等から入手可能な原料を購入し、インターネット上に散見される爆発物の製造方法等の有害情報を参考にして、爆発物を製造・使用する事案の発生が懸念されるところである。

については、爆発物の原料となり得ることから、警察において近年対策を強化している硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸、塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、尿素、硝酸アンモニウム、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウムの11品目について、下記のとおり、これまでの対策を講ずるとともに新たに対策を強化するよう、改めて依頼するので、関係各位に対して周知・指導を徹底するよう、格段の配意をお願いする。

なお、本件については、各都道府県警察本部に対して通知していることを申し添える。

#### 記

- 1 11品目の化学物質（硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸、塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、尿素、硝酸アンモニウム、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム）について、関係法令に基づく譲渡手続や交付制限及び譲渡の記録に関する書面（電磁的記録を含む。）の適切な保管等の遵守並びに盗難・紛失防止対策の強化を図るなど、適正な管理を徹底すること。また、盗難・紛失事案が発生した場合には、速やかに警察に通報すること。

- 2 11品目の取引に際しては、購入者の氏名、住所等を身分証により確認するなどし、本人性を確実に確認するとともに、使用目的等の確認を行うこと。また、購入品の安全な取扱いに不安があると認められる場合等には取引を差し控えること。
- 3 11品目のうち、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律303号。）に規定する劇物については、使用目的を確認し、使用目的を合理的・具体的に説明できない一般消費者には販売を差し控えるなど、その取扱いに特に留意すること。
- 4 11品目のうち、硝酸カリウムについては、使用目的が農作物の栽培であること等を確実に確認し、使用目的を合理的・具体的に説明できない一般消費者には販売を差し控えること。
- 5 インターネットを利用した取引が爆発物の原料の入手に悪用されている実態にあることから、インターネットにおける取引について、特に、上記1～4の措置を確実に講じること。
- 6 11品目の化学物質を含有する家庭用製品についても、例えば、過酸化水素を含有する家庭用製品の取引に際して、通常の利用に比して大量に購入したり、不自然に連続して購入したりするなど、顧客に不審な動向がある場合は、購入者の氏名、住所、使用目的等の確認を行うこと。
- 7 上記6に掲げる場合のほか、氏名、住所、又は使用目的等を明らかにすることを拒否し又はあいまいにする者等、顧客に不審な動向がある場合には、当該顧客に係る関連情報（人定事項、電話番号等連絡先、車両ナンバー等）をできる限り把握し、速やかに警察に通報するとともに、その後の捜査等に協力すること（これまで事業者からの通報により、爆発物の製造事案が検挙され、被害が防止された事例がある。）。
- 8 都道府県関係部（局）長等に対して、警察官からその職務上、薬局開設者、店舗販売業者、毒物劇物営業者、医薬品製造販売業者等に係る名簿の閲覧請求があった場合には協力すること。



販売事業者限り

**爆発物の原料となり得る化学物質を  
販売する事業者向けマニュアル  
(ver 3.0)**

**令和5年3月2日  
警察庁警備局警備企画課作成**

# 1 爆発物の製造

爆発物の原料となり得る化学物質は、薬局、ホームセンター、インターネット通信販売事業者等で入手が可能な状況にあり、我が国においても、市販の化学物質等から爆発物を製造する事件が発生しています。



爆破施設における手製爆発物の爆破実験

## 近年の手製の爆発物等使用事件の内容

	事件の内容（報道から）
R 4.10	別事件で被疑者の自宅を捜索中、自宅内から <b>黒色火薬</b> 等を発見した事件。被疑者は、「火薬を自分で作った」、「通販サイトやホームセンターで購入した」と供述。
R 4.8	米国大使館前で警戒警備中の警察官の職務質問により、被疑者が <b>火薬</b> を所持していることが判明。被疑者は、「ネットで火薬の作り方を学び、米国大使館に投げ入れるために来た」と供述。
R 4.7	安倍元総理大臣に対する銃撃事件。被疑者は「火薬類の材料はインターネットで購入した」、「農作物の肥料や土を混ぜて <b>黒色火薬</b> を作った」と供述。
R 3.5	手製爆発物を使用して、車両を損壊させた事件。火薬は自ら材料を配合し、パイプ爆発物を製造。現場からは <b>黒色火薬</b> の成分を検出。
H30.8	大学生が自宅で <b>T A T P</b> を製造し、公園で <b>T A T P</b> を所持するとともに、 <b>黒色火薬</b> を燃焼させた事件。

### 黒色火薬

- 火炎、スパーク、高温物体等のわずかな着火源で容易に着火するとともに、衝撃や摩擦等にも鋭敏であり、容易に爆発する。
- 玩具花火にも含まれている。



黒色火薬

### T A T P（過酸化アセトン）

- 衝撃や摩擦等の感度が高く、容易に爆発する。
- 海外におけるテロ事件にも使用されている。



TATP（過酸化アセトン）



## 2 爆発物の原料となり得る化学物質

警察では、過去に国内外の事案で爆発物の原料に悪用されたことがある化学物質11品目を爆発物の原料となり得る化学物質として対策を強化しています。

化学物質11品目の中には、劇物に指定されているものと劇物にされていないものがあります。

また、試薬、肥料等のように11品目を家庭用製品に加工していない状態で販売している製品と、バッテリー、トイレ洗浄剤、漂白剤、消毒液、除光液、固形燃料等のように11品目を含有している家庭用製品として販売している製品があります。

### 爆発物の原料となり得る化学物質（11品目）


#### 劇物に指定されている化学物質


	硫酸	塩酸	硝酸	過酸化水素	塩素酸カリウム	塩素酸ナトリウム
カテゴリー① 加工していない製品例	試薬	試薬	試薬	試薬	試薬	試薬 除草剤  <small>※塩素酸ナトリウムが主成分（劇物）</small>
カテゴリー② 家庭用製品の例	バッテリー及びその補充液 	トイレ洗浄剤 バッテリー及びその補充液 	浴場洗浄剤 トイレ洗浄剤 	漂白剤 消毒液 	マッチ 花火 	花火 

※ 劇物に指定されている化学物質の濃度によって、劇物に該当する製品と該当しない製品があります。

#### 劇物に指定されていない化学物質

	尿素	硝酸カリウム	硝酸アンモニウム	アセトン	ヘキサミン
カテゴリー③ 加工していない製品例	試薬 肥料 	試薬 肥料 	試薬 肥料 	試薬 有機溶剤 	試薬
カテゴリー④ 家庭用製品の例			瞬間冷却剤 	除光液 	固形燃料 

 毒物及び劇物取締法の対象

 肥料については、肥料の品質の確保等に関する法律の対象

※規制内容は8頁参照

### 3 販売事業者に取り組んでいただきたい事項

#### (1) 関係法令の遵守と盗難防止

- ✓ 11品目の化学物質について、関係法令に基づく、譲渡手続や交付制限及び譲渡の記録に関する書面の適切な保管等を遵守しましょう。

例：劇物を販売する場合の措置

劇物を販売する時は、譲受人から必要事項を記載した書面等の提出を受けることが法令で定められています。

○ ○ 毒物及び劇物譲受書		
毒物又は劇物	名称	
	数量	
販売又は授与の年月日		
譲受人 (法人にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地)	氏名	印
	職業	
	住所	
備考		

毒物及び劇物譲受書の例

- ※ 毒物及び劇物取締法の概要については、P 8を参照してください。
- ✓ 売上伝票、販売台帳等についても記録、保管しましょう。
- ✓ 盗難・紛失防止対策の強化を図るなど、適正な管理を徹底しましょう。
- ✓ 盗難・紛失事案が発生した場合には、警察に通報しましょう。

### 3 販売事業者に取り組んでいただきたい事項

#### (2) 販売時における本人確認・使用目的の確認

##### □ 11品目の化学物質を販売する場合

- ✓ **購入者の氏名、住所、使用目的の確認をしましょう。**
  - ➡ 本人確認は、**身分証等により確認**しましょう。
  - ➡ 特に、**劇物、硝酸カリウム**については、**使用目的を合理的・具体的に説明できるか確認**しましょう。  
(例えば、硝酸カリウムは、農作物の栽培であること等を確認しましょう。)
- ✓ **購入品の安全な取扱いに不安があると認められる場合等には販売を差し控えましょう。**

##### □ 11品目の化学物質を含有する家庭用製品を販売する場合

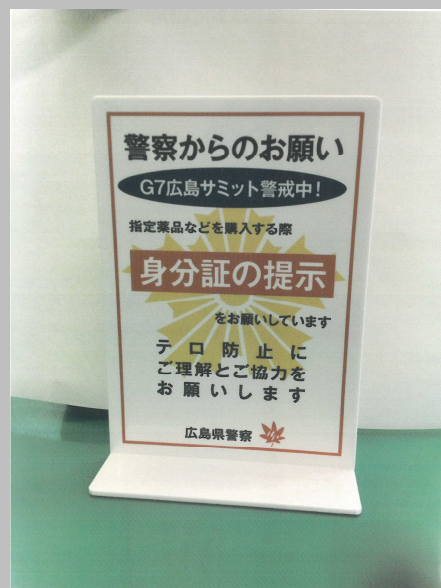
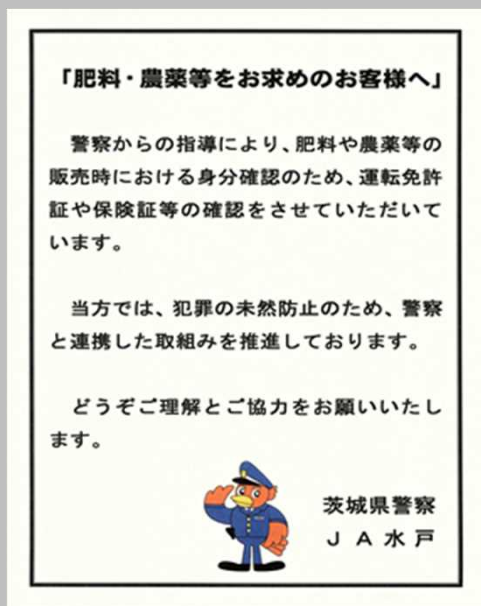
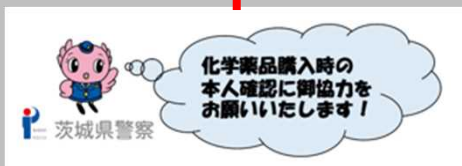
- ✓ **顧客に不審な動向がある場合は、購入者の氏名、住所、使用目的の確認をしましょう。**

※1 特に、**過酸化水素を含有する製品**を販売する際には、顧客に不審な動向がないか注意しましょう。

※2 不審な動向の着眼点については、3－(3)を参照ください。

### 3 販売事業者に取り組んでいただきたい事項

#### 取組例①：対面で化学薬品・肥料を販売する場合の本人確認の協力依頼



#### 取組例②：インターネットを利用した取引における措置

- 身分証の写しの送付による本人確認
- クレジットカード決済の推奨
- 使用目的の記入の必須化 等

##### インターネットサイト上の記載例

- ・ この商品のご購入には、本人確認が必要です。
- ・ ご注文後、「運転免許証等の身分証のコピー」の送付をお願いします。
- ・ 使用目的の具体的な記載をお願いします。

### 3 販売事業者に取り組んでいただきたい事項

#### (3) 不審情報の迅速な警察への通報

- ✓ 顧客に不審な動向がある場合には、当該顧客に係る関連情報（人定事項、連絡先、車両ナンバー等）を把握しておきましょう。
- ✓ 不審な動向が認められる場合は、速やかに警察に通報しましょう。
- ✓ 警察の捜査等に協力しましょう。

#### 不審な購入者の着眼点

- 購入目的があいまい
- 職業と購入薬品の関連性が全くない又は薄い
- 複数の薬品を同時又は連続して注文する  
例えば、硝酸カリウムと硫黄  
過酸化水素とアセトン、ヘキサミン、塩酸、硫酸
- 初めて来店した客が大量の薬品を注文する  
例えば、過酸化水素を含む漂白剤を大量に購入する
- 電話等で何度も在庫確認してくる
- 身分証明書の提示を拒否する又は渋る
- 周囲を気にして落ち着きがなく言動が不審

#### インターネット通販購入者の不審点の着眼点

- 実験・研究用の法人等向け販売品に対する個人での購入希望
- 大量購入や頻繁購入
- 入力フォーム上の指定項目に入力しない
- 電話番号やメールアドレス等に連絡がつかない

#### 不審な顧客に対する確認項目

確認項目	確認して頂きたい項目	可能なら確認して頂きたい項目
外見	人相・身長・体格・服装	<input type="checkbox"/> 声や話し方等の特徴 <input type="checkbox"/> 個人を特定できる特徴
交通手段	徒歩・自転車・バイク・車	<input type="checkbox"/> 退店時の進行方向 <input type="checkbox"/> 車種（形）・塗色・ナンバー
本人確認	氏名・連絡先（電話番号）	<input type="checkbox"/> 住所（一戸建て、マンション）、職業 <input type="checkbox"/> 身分証の写し（コピー）
購入希望品目	11品目・希望量	<input type="checkbox"/> これまでの購入歴（いつ・何を） <input type="checkbox"/> 販売店の選定理由
購入目的	できるだけ詳細	<input type="checkbox"/> 納得できるまで確認 <input type="checkbox"/> 劇物であれば保管方法

## 4 着眼点の具体的なイメージ

- 購入目的があいまい
  - 一般人が使用しない劇物について、在庫や取り寄せ販売について問合せがあった。
  - 通常想定される用途・目的とは異なる理由で、塩酸の注文を受けた。
  - 「業務で使用する」と硫酸の購入をしつこく申し込む。
  - 繰り返し目的を確認しようとしても、「友人に頼まれた」と説明するのみで、明確に目的が説明できなかった。
- 職業と購入薬品の関連性が全くない又は薄い
  - 中学生風の男の子から「塩酸を買いたい」と言われた。
  - 大学生から「実験の授業で使用するために買いたい」と言われた。
- 複数の薬品を同時又は連続して注文する
  - 同じ人が同じ理由で短期間に複数回購入した。
  - 複数の薬品を同一機会に購入した。
  - 初めてのお客さんから硫酸等複数の薬品の問合せがあった。
- 初めて来店した客が大量の薬品を注文する
  - 初めて見るお客さんが10本以上の除草剤を購入した。
  - 初めて見るお客さんが塩酸500mlを3本購入した。
  - 「急いでおり、注文数に足りなくても、あるだけでいい」と言われた。
  - 初めてのお客さんに「硝酸カリウムを大量に買いたい」と言われた。
  - ホームセンターに来店したお客さんに「在庫のアセトンを全て買いたい」と言われた。
  - 「消毒液12本を買いたい」と注文があった。
- 電話等で何度も在庫確認してくる
  - 同一人物から系列の複数店舗に在庫確認の問合せがあった。
  - 電話の相手に使用目的を確認しようとしたところ、氏名等を名乗らず一方的に電話を切断了。
- 身分証明書の提示を拒否する又は渋る
  - 身分確認をしようとしたら、怒りだした。
  - 身分証のFAXが送られてこない。
- 周囲を気にして落ち着きがなく言動が不審
  - 周囲を気にしながら、落ち着きがなかった。
  - 接客を拒み、質問をしてもあいまいな返答しかなかった。
- その他
  - 県外からのお客さんが劇物を購入した。
  - これまでの購入歴と比べて、突然購入量が増えた。
  - 譲受書に記載された住所がいつも違う。
  - 爆発物の製造を意図する言動があった。



## 毒物及び劇物取締法の概要

- 販売の際は、譲受人から必要事項を記載した書面の提出を受け、これを5年間保存しなければなりません。
- 塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウムは、身分証により確認しなければなりません。
- 18歳未満や、麻薬・覚醒剤中毒者等には交付してはいけません。
- 盗難、紛失、漏洩、浸出した場合は、警察署に直ちに届け出なければなりません。
- 毒劇物の販売は、販売業の登録を受けなければなりません。
- 販売等を行うためには取扱責任者を置かなければなりません。
- 盗難、紛失、漏えい、浸出を防ぐのに必要な措置を講じなければなりません。
- 劇物の容器等には、「医薬用外」の文字及び「劇物」の文字を表示しなければなりません。

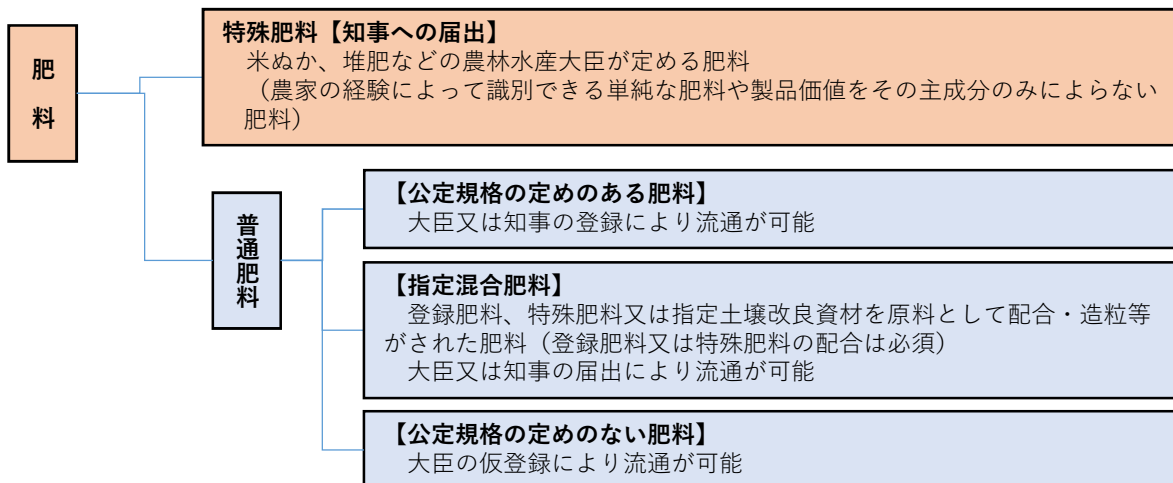
毒物及び劇物譲受書	
毒物又は劇物	名称
	数量
販売又は譲与の年月日	
譲受人	氏名
(法人にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地)	職業
	住所
備考	

毒物及び劇物譲受書

※ 詳細は、厚生労働省のホームページをご確認ください。

## 肥料の品質の確保等に関する法律の概要

- 肥料の区分



- 肥料販売業者の届出等  
肥料の販売を業として行う場合は、販売業務を開始した後2週間以内に、事業場のあ  
る都道府県知事ごとに、届出を行う必要があります。
- 肥料販売業者等が遵守する事項  
肥料の生産業者、輸入業者及び販売業者は、その事業場ごとに、生産、販売等に関する  
帳簿を備付け、生産業者、輸入業者、販売業者に販売したときは、その名称、数量、年月  
日及び相手方の氏名又は名称を帳簿に記載する必要があります。

※ 詳細は、農林水産省のホームページをご確認ください。

日 薬 業 発 第 488 号  
令 和 5 年 3 月 22 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日 本 薬 剤 師 会  
会 長 山 本 信 夫  
( 会 長 印 省 略 )

G7 広島サミット等開催に伴う毒物及び劇物の適正な保管管理について

平素より、本会会務に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

爆発物の原料となりうる劇物等の適正な管理等の徹底につきましては、令和5年3月6日付け日薬業発第462号他にてお願いのとおりです。

本通知は、G7 広島サミット及び関係閣僚会合等の開催に備え、危害の発生を未然に防止する観点から、毒物・劇物全般についてあらためて適正な保管管理の徹底と盗難・紛失等が発生した場合の対応を求めるものです。

会務ご多用のところ誠に恐縮ですが、当該対応につき格別のご配慮を賜りたく、貴会会員にご周知くださいますようよろしくお願い申し上げます。

<別添>

- G7 広島サミット等開催に伴う毒物及び劇物の適正な保管管理について  
(令和5年3月17日付. 薬生薬審発 0317 第3号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知)

※ 本通知はセキュリティ上の観点より、一般公開(誰でも閲覧可能なHPへの掲載等)をしないよう、取扱いにご留意ください。



薬生薬審発 0317 第3号  
令和5年3月17日

公益社団法人 日本薬剤師会会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長  
( 公 印 省 略 )

G7 広島サミット等開催に伴う毒物及び劇物の適正な保管管理について

標記については、今般、別添のとおり各都道府県等宛てに通知したところですが、貴会におかれましても、傘下業者に対しその周知徹底が図られますよう、格段の御配慮をお願いいたします。



薬生薬審発 0317 第 2 号  
令和 5 年 3 月 17 日

各 { 都道府県 }  
      { 保健所設置市 } 衛生主管部（局）長 殿  
      { 特別区 }

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長  
( 公 印 省 略 )

### G7 広島サミット等開催に伴う毒物及び劇物の適正な保管管理について

毒物及び劇物による事故の未然防止等については、かねてより種々御配慮いただき、厚く御礼申し上げます。

爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者に対する管理強化については、「爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について」（令和 5 年 3 月 3 日付け薬生総発 0303 第 1 号・薬生薬審発 0303 第 1 号・薬生監麻発 0303 第 3 号医薬・生活衛生局総務課長、医薬品審査管理課長及び監視指導・麻薬対策課長連名通知）で指導等をお願いしているところです。

今般、本年開催予定の G7 広島サミット及び関係閣僚会合（別添参照）並びにこれらの関係行事開催に備え、危害の発生を未然に防止する観点から、毒物及び劇物の保管管理についても貴職において、下記に御留意の上、貴管下関係者等に対する指導について、格段の御配慮をお願いいたします。

なお、同旨の通知を、一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長、一般社団法人日本化学品輸出入協会会長並びに公益社団法人全日本トラック協会会長宛に発出することとしていることを申し添えます。

### 記

- 1 「毒物及び劇物の保管管理について」（昭和 52 年 3 月 26 日付け薬発第 313 号薬務局長通知）、「毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について」（平成 30 年 7 月 24 日付け薬生薬審発 0724 第 1 号医薬品審査管理課長通知）等を踏まえ、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 11 条第 1 項等に基づき、適切に、毒物及び劇物の保管管理がなされているかを改めて点検すること。
- 2 毒物及び劇物の漏洩、盗難、紛失等の事態が生じた場合には、毒物及び劇物取締法第 17 条に基づき、直ちに保健所、警察署又は消防機関に届け出る等の適切な処置を講じること。

別添

G7広島サミット及び関係閣僚会合の開催地及び開催日程

会合名	開催地	開催日程
G7広島サミット	広島県広島市	5月19日-21日
科学技術大臣会合	宮城県仙台市	5月12日-14日
男女共同参画・女性活躍担当大臣会合	栃木県日光市	6月24日-25日
内務・安全担当大臣会合	茨城県水戸市	12月8日-10日
デジタル・技術大臣会合	群馬県高崎市	4月29日-30日
司法大臣会合	東京都	7月7日
外務大臣会合	長野県軽井沢町	4月16日-18日
貿易大臣会合	大阪府	10月28日-29日
財務大臣・中央銀行総裁会議	新潟県新潟市	5月11日-13日
教育大臣会合	富山県富山市 石川県金沢市（共催）	5月12日-13日 5月14日-15日
保健大臣会合	長崎県長崎市	5月13日-14日
労働雇用大臣会合	岡山県倉敷市	4月22日-23日
農業大臣会合	宮崎県宮崎市	4月22日-23日
気候・エネルギー・環境大臣会合	北海道札幌市	4月15日-16日
交通大臣会合	三重県志摩市	6月16日-18日
都市大臣会合	香川県高松市	7月7日-9日

## ○毒物及び劇物の保管管理について

(昭和五二年三月二六日)

(薬発第三一三号)

(各都府県知事あて厚生省薬務局長通知)

毒物又は劇物(以下「毒劇物」という。)の指導等についてはかねてよりご高配を煩わしているところであるが、本年当初より青酸ナトリウムに係る一連の事件が発生していることから、毒劇物の保管管理の徹底を期するため毒劇物の製造業者、輸入業者、販売業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対し、左記の措置が講じられるよう指導されたい。また、毒劇物の譲渡手続及び交付の制限の遵守並びに毒劇物の盗難又は紛失時の警察署への届け出の励行等についても併せてご指導願いたい。

## 記

- 1 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)第十一条第一項に定める措置として次の措置が講じられること。
  - (1) 毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のもとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。
  - (2) 貯蔵、陳列等する場所については、盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること。
- 2 毒物劇物取扱責任者の業務については、昭和五十年七月三十一日薬発第六六八号薬務局長通知「毒物劇物取扱責任者の業務について」により示されているところであるが、さらに毒劇物授受の管理、貯蔵、陳列等されている毒劇物の在庫量の定期的点検及び毒劇物の種類等に応じての使用量の把握を行うよう指導されたいこと。

なお、特定毒物研究者についても同様の措置を講ずるよう指導されたいこと。
- 3 法第二十二条第五項に定める者についても毒劇物を貯蔵、陳列等する設備等の保守点検を十分行うとともに、前記2の措置を講ずるよう指導されたいこと。

平成 30 年 7 月 24 日

各  
都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区区长

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長  
( 公 印 省 略 )

### 毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について

毒物及び劇物による事故の未然防止等については、かねてより種々御配慮いただき、厚く御礼申し上げます。

毒物又は劇物の盗難、紛失防止については、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 11 条第 1 項等に基づき、「毒物及び劇物の保管管理について」（昭和 52 年 3 月 26 日付け薬発第 313 号薬務局長通知）をはじめとして、「毒物及び劇物の適正な保管管理の徹底について」（平成 30 年 2 月 2 日付け薬生薬審発 0202 第 5 号医薬品審査管理課長通知）等により、適切な毒物及び劇物の保管管理について注意喚起をしてきたところです。

今般、近年発生している毒物又は劇物の盗難、紛失事案を踏まえ、危害の発生を未然に防止する観点から、改めて保管管理について注意喚起を行うべく、毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について下記のとおりまとめました。

つきましては、貴職において、下記に御留意の上、貴管下関係者等に対する指導について、格段の御配慮をお願いいたします。

なお、同旨の通知を、文部科学省高等教育局長及び初等中等教育局長、一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長、一般社団法人日本化学品輸出入協会会長並びに公益社団法人全日本トラック協会会長宛に発出することとしていることを申し添えます。

### 記

#### 第 1 保管場所における盗難、紛失防止

毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は業務上取扱者（以下「毒物劇物営業者等」という。）のうち毒物又は劇物を直接取り扱う者においては、以下のそれぞれの項目に記載した盗難、紛失防止措置を実施されたい。

##### 1 保管場所の管理について

毒物及び劇物を取り扱う必要のない従業員や部外者が、不用意に毒物又は劇物に触れることのないようにするため、以下の措置を講じること。

- (1) 毒物又は劇物の保管場所をその他の物から明確に区分された毒物劇物専用とすること。
- (2) かぎをかける設備等のある堅固な施設に保管すること。また、構造上かぎをかけ

られないタンク等の場合は、人が近づくことができないよう、その周囲に柵を設けること。

- (3) 保管場所は、事業場等の敷地境界線から十分離すか又は部外者が容易に近づくことができない措置を講じること。

## 2 かぎの管理について

かぎの管理が不十分である場合、毒物及び劇物の保管管理が意味をなさないため、毒物及び劇物の保管場所の管理と併せて、以下の措置を講じ、かぎの管理にも十分留意すること。

- (1) かぎの管理者を選任すること。
- (2) かぎの管理者の不在時に備え、あらかじめ代理者を選任しておくこと。
- (3) かぎの管理簿を備えること。
- (4) 毒物及び劇物を取り扱う必要のない従業員や部外者がかぎを入手及び使用できないようにすること。また、かぎの管理者又は代理者が不在時においても、同様の管理を実施すること。

## 3 在庫管理について

毒物及び劇物の在庫量の定期点検等を行うことで、不要な在庫の早期把握ができ、より適切な在庫管理の実施につながる。また、毒物及び劇物の盗難、紛失があった場合の早期発見等にもつながるため、以下の措置を講じること。

- (1) 管理簿又は帳簿を備え、入出庫や在庫量の定期点検の際の記録をつける等、適切に毒物又は劇物の在庫管理を行うこと。この際、管理簿等に記載された数量と実際の毒物又は劇物の数量が一致していることを確認すること。
- (2) 毒物又は劇物の種類等に応じて、使用量の把握を行うこと。
- (3) 在庫量の定期点検を適切な頻度で行うこと。
- (4) 不要となった毒物又は劇物については、廃棄等を検討し適切に実施すること。
- (5) 業の廃止又は研究廃止時には事前に毒物又は劇物の処理について、十分に検討を行うこと。処理の方法としては、例えば、他の毒物劇物営業者等に譲渡する、適切に廃棄処分するなどがある。

## 第2 運搬時における盗難、紛失防止

毒物又は劇物の運搬に当たっては、通常毒物又は劇物の保管場所から離れることや複数の者を介することが多いため、盗難又は紛失にあう危険性が高くなる。そのため、運搬時の毒物又は劇物の保管管理をより一層徹底することを目的として、毒物劇物営業者等のうち、毒物又は劇物の運搬を委託する者、運搬する者、運搬の過程で一時的に保管庫等にて保管する者及び当該貨物を受け取る者は、以下の措置を講じること。

- 1 積載前、積降し後の毒物又は劇物の貨物について、当該貨物を積載前に保管する場合及び積降し後に保管する場合において、記の第1に準じて適切な保管管理を行うこと。
- 2 毒物又は劇物の貨物の授受（運搬する者による中継点での積降し及び積込みを含む。）の際には、授受する者双方がそれぞれの立場で当該貨物の確認を行うこと。

## 第3 盗難、紛失時の対応

実際に盗難又は紛失事案が発生した場合に迅速に対応できるようにするため、毒物又は

劇物に関わる全ての毒物劇物営業者等は以下の措置を講じること。

- 1 盗難又は紛失時に備え、警察署及び関係行政機関（保健所、消防機関等）への連絡体制を整備しておくこと。
- 2 盗難又は紛失の事態が生じた場合には、直ちに警察署及び関係行政機関に届け出る等の適切な措置を講じること。

薬生総発0303第1号  
薬生薬審発0303第1号  
薬生監麻発0303第3号  
令和5年3月3日

各 

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長

( 公 印 省 略 )

爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた爆発物の原料となり得る劇物等の  
適正な管理等の徹底について

毒物及び劇物や医薬品等の適正な管理等の推進については、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、警察庁警備局警備企画課長より、別添（令和5年3月2日付け「爆発物を使用したテロ等の未然防止のために販売事業者等が講ずる措置の周知・指導の徹底について（依頼）」）において、爆発物の原料となり得る化学物質の適正な管理と爆発物を使用したテロ等の未然防止に向け、これまでの対策を講ずるとともに新たに対策を強化するよう依頼があったところです。

爆発物の原料となり得る化学物質の適正な管理等の徹底については、「爆発物の原料となり得る劇物等の適正な管理等の徹底について」（令和4年9月26日付け薬生総発0926第1号・薬生薬審発0926第10号・薬生監麻発0926第4号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長、医薬品審査管理課長及び監視指導・麻薬対策課長連名通知）等によりこれまで指導及び周知をお願いしてきたところですが、爆発物の原料となり得る化学物質及びそれらの製剤を取り扱う薬局開設者、店舗販売業者、毒物劇物営業者、医薬品製造販売業者等に対して、適切な保管管理の徹底、譲渡手続及び交付制限の厳守等のより一層の指導を行う必要がありますので、下記事項に御



留意の上、貴管内関係業者団体に対し傘下業者へのこれらの指導内容の周知徹底を要請する等、貴管内事業者に対する指導について格段の御配慮をお願いいたします。

また、警察官からその職務上、薬局開設者、店舗販売業者、毒物劇物営業者、医薬品製造販売業者等に係る名簿の閲覧請求があった場合には協力していただくようお願いいたします。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長、一般社団法人日本保険薬局協会会長、一般社団法人日本薬局協励会会長、一般社団法人日本化学品輸出入協会会長、一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会会長、一般社団法人日本医薬品登録販売者協会会長及び公益社団法人全日本医薬品登録販売者協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

## 記

- 1 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号。以下「毒劇法」という。）に規定する毒物及び家庭用劇物以外の劇物について、一般消費者への販売を自粛すること。
- 2 塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、硝酸、硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸アンモニウム、尿素、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム（以下「爆発物の原料となり得る化学物質」という。）については、関係法令に基づき、譲渡手続や交付制限及び記録等の保存等の適切な管理を行うとともに、以下の確認について努められたい。また、盗難又は紛失事件が発生したときは、速やかに警察署に届けること。
  - 1) 毒劇法に規定する劇物の販売時においては、身分証明書等により本人性の確認及び使用目的の確認をするよう努められたいこと。
  - 2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する劇薬の販売時においては、身分証明書等（法人にあつては当該法人の事業）により本人性を確認するよう努められたいこと。
  - 3) 上記物質のうち、劇物又は劇薬に該当しない硝酸カリウムなどの物質についても家庭用の製品を除き、購入者の氏名、住所、使用目的等の確認及び身分証明書等により本人性を確認するよう努められたいこと。

なお、購入品の安全な取扱いに不安があると認められる場合等には取引を差し控えること。

- 3 インターネットを利用した取引を行う場合にも、上記2の措置を確実に行うこと。
- 4 例えば、過酸化水素を含有する家庭用の製品など、爆発物の原料となり得る化学物質を含有する家庭用の製品についても、取引に際して、通常取引に比して大量に購入したり、不自然に連続して購入したりするなど、顧客に不審な動向がある場合は、購入者の氏名、住所、使用目的等の確認を行うよう努められたいこと。また、盗難又は紛失を防止するのに必要な措置を講じるなど、適切な保管管理を行うよう努められたいこと。さらに、盗難又は紛失事件が発生したときには、速やかに警察署に届けられたいこと。
- 5 氏名、住所、若しくは使用目的等を明らかにすることを拒否し又はあいまいにする者等、顧客に不審な動向がある場合には、当該顧客に係る関連情報（氏名、住所等の人定事項、電話番号等連絡先、車両ナンバー等）をできる限り把握し、速やかに警察に通報するとともに、不審解明に向けた必要な情報提供をされたいこと。